

東日本大震災津波伝承館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

東日本大震災津波伝承館条例の施行期日を定める規則

東日本大震災津波伝承館条例（平成31年岩手県条例第49号）の施行期日は、令和元年9月22日とする。